

佐渡市立羽茂小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 2月 6日策定

令和2年 4月 1日改訂

令和4年 2月 1日改訂

令和4年 8月 1日改訂

はじめに

いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第2条には、いじめの定義が下記のように規定されている。

＜いじめの定義＞

法において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）」であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が公布、施行された。その第1条には目的、第2条にはいじめ及びいじめ類似行為などの定義が下記のように規定されている。

＜目的＞

この条例は、いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止の対策（以下「いじめ等の対策」という。）に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的とする。

＜いじめ類似行為の定義＞

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

羽茂小学校では、これらに基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するため、佐渡市立羽茂小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定し、以下のようにいじめ防止等の対策に積極的に取り組む。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

上記のいじめの定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ

て行うことが必要である。

このいじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないよう努める必要がある。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(3) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめ防止羽茂プラン(いじめの防止等に関する取組の年間計画)を作成し、着実に取組を実施する。
- ③ Q-Uテスト、児童・保護者アンケート調査、教育相談などを活用して、学校の実態を把握し、保護者の参画、また児童の意見を取り入れて、取組の見直しを定期的に行い、実効性のある取組となるように努める。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(4) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ・不登校対策委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・生活指導主任・教務主任・養護教諭

外部委員（スクールカウンセラー・羽茂地区人権擁護委員・羽茂小学校区担当民生児童委員）

③ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった際は緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(5) 地域・保護者との連携

- ① 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）
 - ア P T A 総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行うとともに、保護者の意見等を基に、具体的な取組について見直し、改善を図る。
 - イ 青少年健全育成協議会と連携し、保護者向けの講演会を年間1回実施する。
 - ウ 青少年健全育成協議会と連携し、南佐渡中学校区で小中合同の「あいさつ運動」を展開する。
- ② 情報発信及び基本方針の周知
 - ア 年度当初の P T A 総会において、本基本方針の説明を行う。
 - イ 学校ホームページに本基本方針を掲載する。
- ③ 地域の活動によるいじめの未然防止
 - ア P T A 行事の活発化及び活動中のみとり強化
 - イ 青少年育成協議会と連携した保護者向けの講演会へ地域住民の参加を呼びかける。

(6) 関係機関等との連携

- ① 警察、児童相談所、市教委、民生児童委員等との連携
 - ア 民生児童委員会における情報交換（6月）
 - イ 市教委との連携
- ② 中学校区保小中高の連携の強化
 - ア 南佐渡中学校区における小中の連携強化
 - イ 羽茂こども園・羽茂高校との情報交換

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 道徳教育の充実
- ② 人権教育、同和教育の充実
- ③ 社会性の育成
 - ア 全校縦割り班活動（清掃、児童集会等）による異学年交流
 - イ 学校行事（運動会・遠足・学習発表会・6年生を送る会等）における異学年交流活動の充実
 - ウ 人とかかわり心を育てる体験活動の実施
- ④ 情報モラル教育の推進
 - 児童がインターネット等の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット

ついじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

⑤ 児童の手によるいじめ防止の取組

ア ハートモア週間（仲間からされてうれしかったことや、仲間のよいところを互いにカード等に書き出す活動）におけるいじめ防止の取組

イ いじめ見逃しゼロ集会

※ これらの活動については、その都度、振り返りの場を設けて、児童の声を生かしながら、改善を図っていく。

⑥ 中1ギャップ解消の取組

（「羽茂小学校教育計画」 中1ギャップ解消プログラム）

ア 中1ギャップ解消対策会議における情報交換、及び授業公開

イ 6年生中学校入学説明会の実施

⑦ 日常的な職員間の連携・情報交換

ア 職員朝会における情報交換

イ 情報交換会（月1回）を活用した職員間の情報交換

※ 各教職員は、いじめに関する情報については、疑いのある情報を含め、隠さず報告する。

⑧ 言語環境の整備

教職員自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、学校全体で言語環境の整備に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

① いじめ相談・通報窓口の設置 ※学校の窓口：教頭・生活指導主任

ア 保護者への相談・通報窓口パンフレットの配付

イ 児童への通報カードの配付

② 定期的なアンケート調査の実施

ア 年2回（6月、10月）の学校生活の実態調査の実施

イ 月1回の「心の健康チェック」の実施

ウ アンケート分析と対応協議の充実

③ 教育相談の充実

ア 学校生活の実態調査に合わせた年2回（6月、10月）の教育相談の実施

イ 教育相談における情報の共有化

④ 日常の子どもの観察

ア 学級担任による毎日の健康観察の実施

イ 職員朝会及び情報交換会における情報交換

(3) いじめへの即時対応の取組

① 危機管理マニュアルに基づく対応

ア 危機管理マニュアルの「いじめへの対応」及び「いじめへの対応の留意点」に基づいて即時対応する。

イ 状況に応じ、マニュアルだけにとらわれることなく、臨機応変に対応する。

② 全校体制による組織的な対応

ア 「いじめ・不登校対策委員会」を中心に全校体制で対応する。

イ 必要に応じ、外部委員の協力を仰ぐ。

③ 市教委等への報告と連携

ア いじめを認知次第、教頭が市教委へ第1報を入れる。

イ 状況に応じ、市教委（下越教育事務所）へ逐次報告するとともに、指導、助言を受けながら対応する。

ウ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて佐渡警察署と連携して対応する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

・児童が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合等を想定

イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日を目安。一定期間連續して欠席しているような場合なども含む)

ウ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

(2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

☆ 学校が調査主体となった場合の対応

ア 組織による調査体制を整える。

イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教委に報告する。

オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

☆ 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

4 学校の取組に対する検証・見直し

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう改善に努め、いじめを許さない学校づくりを推進する。